**大和市建設工事における営業所技術者等の専任義務の緩和措置について**

令和６年12月13日施行の建設業法（昭和24年法律第100号）及び、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の改正に伴い、営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）の専任義務の緩和を実施します。

これらの緩和を受けるための要件については、建設業法、同施行令、規則等で規定されていますが、複雑であることから「大和市建設工事における営業所技術者等の専任義務の緩和措置に係る取扱要領」を定めました。内容は以下のとおりです。

**１ 営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の要件**

営業所技術者等は、建設業法第７条第１項第1号及び第２号の規定により、建設業の許可の要件として、専任の配置が求められていますが、本法令改正により以下の全ての要件に適合する場合、営業所技術者と１件の専任を要する工事現場を兼任することができます（法第２６条の５）。

(1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

(2) 「大和市建設工事における監理技術者等の専任義務の緩和措置に係る取扱要領」の専任特例１号による監理技術者等の専任義務緩和要件ア～キを満たしていること。なお、要件イについては「工事現場間」とあるのは「営業所と工事現場間」と読み替える。

(3) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

**２　手続および提出書類**

(1)競争参加資格確認申請期間中（事後審査の入札案件は落札候補となった際）に速やかに、当該希望を発注者（大和市）に伝え、「現場代理人、監理・主任技術者配置予定調書」に併せて、「営業所技術者兼任配置予定調書」（別紙―１）を提出してください。

(2)落札決定後、速やかに国土交通省が参考様式で示している「人員の配置を示す計画書」（別紙―２）により、従事する工事について同計画書を作成し、保管してください。なお、計画書は、本市監督員により、必要に応じ提示を求める場合があります。

(3)契約締結時に「工事現場代理人等選任届」に併せて、「監理技術者等兼任配置届出書（営業所技術者等）」（別紙―３）を提出してください。

**３ 留意事項等**

(1) 受注者は、安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることが無いよう、より一層配慮してください。

(2) 施工管理体制が不十分と判断した場合は、市は兼任配置を解除します。